

専決処分の承認について

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書



秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

秦野市長 高橋 昌和



理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の要件のうち、教諭となる資格を有する者の定義を明確化するとともに、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、適当と認められるものを加えることについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、放課後児童支援員として適当と認められるもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第44号 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、法令に基づく研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)－(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、放課後児童支援員として適当と認められるもの</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、法令に基づく研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)－(9) (略)</p>